

高教組速報

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL(095)827 - 5882

2015年度
第7号

2016年1月12日

文責 馬場 隆

15確定交渉第2回（1月8日）

県教委：土日の部活動指導はミーティングなども含めてトータルで4時間程度あれば手当を支給するという考え方は変わっていない

高教組は、1月8日、今年度の確定交渉の第2回交渉を行いました。交渉には、高教組から本部執行部5人と深松長崎支部書記長、井野口佐世保支部長、釣船島原支部書記長が参加し、県教委は栗原教職員課長、本田人事管理監他6人が対応しました。

「(土日に部活指導を)していれば素直に申請してもらえばいい」

今回の交渉で高教組は、賃金関係の要求として、部活動指導手当の改善を強く求めました。特に、今年度学校現場で、「申請できるのは指導時間が4時間超の場合」などと、申請の要件を従来より厳しくとらえている管理職が増えていることを指摘し、県教委が土日の部活動指導が2～3時間の場合もあると考えているのなら、2時間以上から支給するようにすべきだと追及しました。これに対する県教委の回答の要点は以下のとおりです。

- ① 2011年度の確定交渉で「土日の部活動指導については、本練習は2～3時間でも準備や自主練習・ミーティング等を含めれば4時間にはなると認識している。それらも含めて4時間なら申請できる」としていた考え方は変えていない。トータルで4

時間程度あれば手当を支給する。

- ② 「虚偽申請」があったことにかかわって校長会等で話をしたことはあったが、問題の事例は土日に指導していないのに申請したもの。指導時間が何時間だったかという問題ではなかった。(土日に指導を)していれば、いろいろ考えなくても素直に申請してもらえばいい。
- ③ 校長や事務長に誤解があるのであれば、県教委の責任で説明する。当面、2月の校長会で伝える。

「宿泊研修」についての勤務時間の割り振り変更(振替)を強く要求

「宿泊研修」等の泊を伴う学校行事について、現行では、修学旅行のような勤務時間の割り振り変更(振替)を行うことになっていません。しかし、宿泊研修に従事すれば、明らかに1日の勤務時間を超えるので、勤務時間の割り振り変更を行わなければ、教育職員には「時間外勤務を命じない」とする給特条例に違反することになります。高教組はこの問題を指摘し、修学旅行と同様に割り振り変更ができるようにすることを強く求めました。これに対して県教委は、「検討させてほしい」と回答しました。

欠補(講師)の人数等の推移を示して、新採枠の拡大を要求

特支では、2001年度(教諭660、欠補64)→2014年度(教諭670、欠補113)

12月の第1回交渉でも、4月の春闘交渉でも、県教委は欠員補充の数を減らす必要性を認め、減らす努力をすることを繰り返して回答してきています。そこで高教組は、1995年以降欠員補充の講師の人数の推移について、95年には県立学校全体で59人、それから2000年までは100人未満～130人台であること、2009年前後は160人台であること等を指摘して、現在の266人からどこまで減らす必要があると考えているかを質しました。これに対して県教委は、「2百数十人という数は多すぎとは思っているが、何人が妥当なのかは検証してみないとわからない」という回答にとどまりました。高教組は、特に特別支援学校では2001年度から2014年度まで児童生徒数が1072人から1447人に急増する中で、教諭は660人から670人へ10人しか増えていないのに、欠補の講師は64人から113人

に急増していることを指摘し、欠補を減らして正規採用をもっと増やすことを改めて要求しました。

欠補の場合の準特地手当の継続、非常勤講師の待遇改善等を要求

臨任(欠補)の待遇改善については、健康診断の公費負担の実現への努力を改めて求めるとともに、年度を超えての年休の繰り越し、勤務校が変わった場合の年金・健康保険の継続、2年目以降の準特地手当の支給の実現を強く要求しました。

また、非常勤講師の報酬の対象の拡大について、定期考査の作問や採点・成績処理、文化祭の業務等、授業にかかわって必要と考えられる業務を報酬の対象として明確にすることなどを要求し、県教委は「一挙には難しいが、考える」と回答しました。

現業賃金交渉

他職と同様に給料表改善、一時金0.1月増を提案 2018年度以降の再任用制度は検討課題と確認

確定交渉第2回交渉と同日、現業職員の賃金交渉も第1回交渉を行いました。

交渉の冒頭での給与改定の提案では、他職と同様、給料表を全号給で改善すること(現給保障を受けている人の現給保障額は変化なし)、一時金の支給月数を4.10月から4.20月に引き上げること等を提案しました。高教組は、他職とほぼ同等の提案内容を一定評価しつつも、引き上げ額が行政職と比べて低い部分があることを指摘し、さらなる引き上げを求めました。

交渉では、給与改定に加えて、学校現業職が2017年度までとされている中で、2018

年度以降の再任用制度をどうするかについても取り上げました。現在、県教委は、定年以降の雇用については、現役の学校現業職がなくなることで、事務現業嘱託職員になって、年金を受給すれば年取は多くなることを理由に、嘱託職員を希望するよう勧められています。しかし、今後、年金支給年齢が上がれば、嘱託職員では、再任用の場合より年取は大幅に低くなります。高教組は、雇用と年金の接続の観点から、2018年度以降も再任用制度を継続することを強く求めました。これに対して県教委は「検討させてほしい」と回答しました。